

# 岡崎市の農地等利用最適化推進施策に関する意見書

令和5年1月5日

岡崎市農業委員会

我が国の農業を取り巻く状況は、農業従事者の高齢化や後継者不足、遊休農地の増加など、大変厳しい状況が続いております。

そうしたなか、農地の集約化と人の確保・育成・農地保全による荒廃防止などを目指す人・農地関連法の改正法案が、令和4年5月に成立し、令和5年4月から施行される運びとなっております。

農業委員会としましても、農地等利用の最適化の推進を進めるにあたり

- 1 担い手への農地利用の集積・集約化
- 2 遊休農地発生防止・解消
- 3 新規就農の促進

の3本の基軸とした施策を行うなかで、改正法案のうち農業経営基盤強化促進法の改正で示されている、本市が策定する『地域計画』に必要な『目標地図』の素案については、農業者の意見を十分考慮するなどし、農業委員会が作成してまいります。

こうした取り組みを含め、現在の農業を取り巻く厳しい状況が改善され進展していくよう、今後とも行政と農業委員会が一体となって取り組む必要があると考えています。

また、持続的な発展と振興が図られた本市の農業としていくためには、長期展望に立った継続性のある支援策も必要であると考えております。

そうした観点から、今回、農業委員会等に関する法律第38条の規定に基づく意見書を提出いたします。

令和5年1月5日

岡崎市長 中根 康浩 様

岡崎市農業委員会  
会長 羽根田 正志

## 意見書項目

- 1 担い手への農地利用の集積・集約化
- 2 遊休農地発生防止・解消
- 3 新規就農の促進

## 1 担い手への農地利用の集積・集約化

令和4年5月に人・農地関連法の改正法案が可決され、本市が令和7年3月末までに策定する『地域計画』に必要な『目標地図』の素案を、農業委員会が作成することになりました。

本市が策定する『地域計画』においては、農業委員会が作成した『目標地図』の素案を活用し、担い手が利用しやすくなるよう、農地が集積・集約化され、将来の農地の効率的かつ総合的な利用が定められた内容となることを要望します。

また、法改正のなかで、『地域計画』の達成に支障を及ぼす場合は、農用地除外ができないことも示されています。そのため、『地域計画』を策定するにあたり、守るべき農地がしっかりと示されることも併せて要望します。

## 2 遊休農地発生防止・解消

遊休農地は、周辺農地の雑草繁茂や病虫害の発生源となり、集約的に農地利用を行う場合の阻害要因となります。

そのため、本市が『地域計画』を策定するにあたり、農業委員会が『目標地図』の素案作成をするときに把握する農地の所有者・担い手の意向を活用するなど、遊休農地の発生防止や解消に向けた対策が示されることを要望します。

### 3 新規就農の促進

農業従事者の高齢化が急速に進展するなか、持続可能な力強い農業を実現し地域農業の活性化を図るために、新規就農の意欲を醸成し、新規就農者を確保していくことが、本市の将来のために不可欠であると考えます。

現状、新規就農希望者の相談があった場合は、農業委員会の農業委員・農地利用最適化推進委員が就農候補地を確保するなど、農地所有者との橋渡しの支援をするなどした後、初期費用の一部を補助する本市の『新規就農支援対策事業費補助金』制度を活用するなどの促進対策を講じています。

今後、より一層の新規就農の促進を図るためにも、新規就農対策の予算措置の拡充や、新規就農相談窓口の充実などの支援体制を強化いただくよう要望します。